

令和6年度第3回評議員会議論内容

1 日 時

令和7年3月26日（水）午前10時00分から午前11時20分まで

2 場 所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

（1）出席者

評議員：磯崎澄（議長）、伊藤俊哉、木村松子、田村浩三、山田大輔

（2）欠席者

評議員：池田ともゆき

（3）理事

関口徹夫（代表理事）

（4）事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長兼管理担当係長、関口事業担当係長、

師岡ふるさと村担当係長、新井総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議論内容

午前10時00分、磯崎議長が開会を宣言した。

会議に先立ち、関口代表理事から次のように説明があった。

関口代表理事 本日お諮りする主な内容は「令和7年度事業計画について」及び「令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」である。

令和7年度は、小平市民文化会館及び小平ふるさと村の指定管理期間の2年目となる。これまでの当財団の活動の積み重ねの中で、良いものは継続してさらに洗練しながら、時代に合わせて新しい取組みにもチャレンジしていく。また、施設管理の観点からは、両施設ともに開館、開園から相当の年数が経過しているため、お客様や関係者の安全を第一に、より一層丁寧な点検、整備を心がけていく。来年度の事業計画及び収支予算についてご審議をお願いしたい。

議事に入る前に、今月14日に開催した理事会の概要について、事務局から報告する。

首藤事務局長 今月14日に開催された第3回定時理事会でのご質問やご意見と、当財団の対応等の概要を紹介する。

まず、令和7年度事業計画に関して、小平市民文化会館、小平ふるさと村の両施設の調整中の事業については、いつ頃決定されるのか、というご質問があった。小平市民文化会館については、出演者側の日程と当館のホールの空き状況等との兼ね合いによって、令和7年度中に実施できるかということも含めて検討中であること、小平ふるさと村について

は、明確に現在調整をしている事業はないが、年度途中で提案等を受け事業が追加される余地を見込んで調整中と表現していることをご説明している。このお答えに対して、ご質問をされた理事からは、前年度中に決まっていないからといって事業が実現しない方がよくないと思うので、定款の目的に資するような事業であれば、年度途中であっても積極的に実施してほしいとのご意見をいただいている。

この他に、「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」、「公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程の制定について」、

「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」、「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」、「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」、「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度第3回評議員会の招集について」、以上の議題についてご審議をいただいたが、特にご意見やご質問はなかった。

以上が、今月14日の理事会の概要及び当財団の対応等である。

事務局からの報告後、特に質問はなかった。

(1) 議事録署名評議員の選出

磯崎議長が、議事録署名人として木村松子評議員を選出する旨を諮ったところ、全員異議なく、木村松子評議員が選出された。

(2) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」

磯崎議長が第1号議案と第2号議案は相互に関連があるため、一括して議題とすることの了承を求めたところ異議はなく、磯崎議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

新井事業課長兼管理担当係長（以下「新井事業課長」という。） 第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画についてご説明申し上げる。昨年12月の理事会および評議員会において、計画案の概要についてご説明し、ご決定、ご承認をいただいているので、本日は、昨年12月以降、調整や交渉などを進めた結果、変更などのあったものについてご説明申し上げる。

なお、本案については今月14日に開催された第3回定時理事会の決議のうえ、評議員の皆様へご承認を賜りたく、ご提案するものである。

はじめに、第1号議案資料1ページの、令和7年度 小平市文化振興財団事業計画をご覧いただきたい。計画の全体としては、当財団の理念である定款に規定する目的を達成するため、公益財団法人小平市文化振興財団第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育みつながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案している。

次に、2ページの、A3版横長の、令和7年度小平市民文化会館自主事業分類別・月別計画表をご覧いただきたい。計画表の中で橙色の塗られている5つの事業が、昨年12月の評議員会でご説明を申し上げた以降に、新たに令和7年度自主事業計画に加えた事業である。

表の一番左側の列の鑑賞系事業では、1月16日（金）に、デビュー50周年を迎える、岩崎宏美のコンサートを、3月7日（土）には、よしもとお笑いライブを新たに計画している。

表の左から2列目の啓発系事業では、6月22日（日）に、都響プレミアムコンサートを計画している。この事業は、公益財団法人 東京都交響楽団と当財団が共催で、地域の皆様に幅広くクラシック音楽文化を振興することを目的として、東京都交響楽団のオーケストラを招いて開催するクラシックコンサートである。

表の左から3列目の育成系・支援系事業では、7月20日（日）にルネこだいらサマーウィンドバンドフェスティバルを計画している。この事業は、小平市内の学校および小平市内で活動する吹奏楽団が、ルネこだいらに一堂に会して演奏を披露する機会を設けることで、吹奏楽のすばらしさや小平が吹奏楽の活動が盛んな地域であることを、改めて広く市民へ広めるとともに、演奏会参加団体がお互いの演奏を聴いて学ぶ機会を創出することで、「吹奏楽のまち こだいら」を推進することを狙いとして開催するものである。

表の右から2列目の郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業では、1月31日（土）に、ガスマミュージアム出前コンサートを計画している。この事業は、東京ガスが市内で運営している博物館であるガスマミュージアムで行うコンサートで、令和7年度も継続して計画をするものである。

令和7年度については、鑑賞系事業は26事業、啓発系事業は14事業、育成系・支援系事業は11事業、歴史文化・地域振興事業は5事業、小平市からの受託事業、および施設の管理運営事業は4事業の、合計60事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図っていきたいと考えている。

以上が、令和7年度 小平市民文化会館 自主事業計画である。

次に、小平市民文化会館の施設管理についてご説明を申し上げる。

第1号議案資料4ページの、令和7年度小平市予算による設備工事、備品購入、賃貸借をご覧いただきたい。小平市の予算で行う工事は、大ホールロビー照明 LED化工事、及び自動火災報知設備受信機更新工事を予定していると伺っている。

また、備品購入では、会議室用椅子の購入を予定していると伺っている。

次に、5ページの、令和7年度小平市民文化会館修繕の概要をご覧いただきたい。小平市文化振興財団の予算で行う主な予定修繕は、高圧リクトル交換修繕、空調機 AHU、エア・ハンドリング・ユニット3号機加湿器交換修繕、池ピット内排水ポンプ交換修繕、男子トイレ小便器用センサー交換修繕など、合計10件を予定している。

また、来館者のご意見を伺う方法として、自主事業では公演ごとにアンケートを行うほか、小平市文化振興財団主催・共催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想をレポートとして提出していただく、ルネ鑑賞モニターを募集する。いただいたご意見

などは、今後的小平市民文化会館の企画運営の参考にさせていただく。

そのほか、練習室やホールなどの施設を借りて利用するお客様にも、施設利用に関するアンケートを行い、施設の使い勝手や、職員の応対などについてご意見を伺い、より一層のサービス改善とお客様の満足度の向上に努めていく。

小平市民文化会館については、以上である。

次に、小平ふるさと村である。

第1号議案資料3ページの、令和7年度 小平ふるさと村自主事業分類別・月別計画表をご覧いただきたい。小平ふるさと村については、昨年12月の評議員会でご説明を申し上げた以降に、新たに令和7年度自主事業計画に加えた事業はない。

令和7年度については、郷土の歴史的文化の継承に関する事業は32事業、地域の振興に関する事業は11事業、合計43事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図っていきたいと考えている。

以上が、令和7年度小平ふるさと村自主事業計画である。

次に、小平ふるさと村の施設管理についてご説明を申し上げる。

小平ふるさと村では、令和7年度は、小平市の予算による設備工事、備品購入の予定はないが、設置から30年以上経過し、経年劣化が進んでいる園内消防設備等の改修へ向けた調査業務委託を実施する予定と伺っている。当財団としても、引き続き、日々の点検や、必要に応じて修繕等を行い、施設の適切な維持・管理に努めていく。

最後に、小平市民文化会館と同様に、小平ふるさと村でもアンケートを行い、来園者のご意見を伺い、施設運営、事業運営の参考にさせていただく。

小平ふるさと村については、以上である。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画についての説明は、以上である。

首藤事務局長 続いて私からは、第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」のご説明をする。なお、本案については、今月14日に開催された第3回定時理事会の決議のうえ、評議員の皆様へご承認を賜りたく、ご提案させていただくものである。

第2号議案には、1ページ、2ページに収支予算書を、3ページ、4ページには、会計別に区分した予算の内訳表をお示ししている。

初めに、3ページの収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表に沿って、来年度の予算をご説明する。

まず、科目欄Iの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益であるが、①基本財産運用益は、当財団の基本財産を地方債で運用している収益であり、176万5,000円の収益を、法人会計に計上している。

②の特定資産運用益は、定期預金の利息収入として、4,000円を公益目的事業会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、3,944万5,000円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、

40万円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の、事業受託収入は、市から受託して実施する二十歳の集いのアトラクションの経費収入として47万2,000円を公益目的事業会計に計上している。施設管理収入は、小平市民文化会館と小平ふるさと村の指定管理料収入である。内訳としては、財団職員の人工費、会館等の清掃、警備、受付業務や市民文化会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で、施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%にあたる9,345万9,000円を収益事業等会計の他1に計上し、残りを公益目的事業会計に、4億6,104万9,587円、法人会計に41万3,413円を計上している。会費収入は、ルネコだいら友の会の会費収入であり、620万円を公益目的事業会計に計上している。広告収入は、ルネコだいらの情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人工費相当額として、当財団の総務課職員人工費の5%にあたる164万8,000円を市の補助金から充当するものとして、法人会計に計上している。また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入として、254万3,000円を公益目的事業会計に計上している。⑦の雑収益については、東京都からの助言を受け、会計区分の内訳を一部見直している。具体的には、收支相償の判定対象となる公益目的事業会計の収入を調整するため、共催事業に係るチケット販売手数料を従来の公益目的事業会計から収益事業等会計の収1に変更し、240万9,000円を計上している。この区分の見直しにより、元々収益事業が乏しかった当該事業会計に一定の収益が見込めることになるため、一般正味財産の増減の調整を行いやすくなる効果があるものと考えている。なお、今回の区分見直しは試行的に現在執行中の令和6年度予算においても適用している。見直し後の公益目的事業会計には、小平市民文化会館内の飲料自動販売機の手数料収入や小平ふるさと村のグッズ売り上げ、事業参加費収入などとして、132万3,000円を計上している。全体の経常収益合計額は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を合わせて、右欄の合計のとおり、6億1,203万1,000円となっている。以上が、経常収益である。次に、(2)経常費用である。初めに、①の事業費であるが、費目の合計である5億1,303万3,000円を公益目的事業会計の公1の文化芸術及び地域の振興の会計に計上している。収益事業等会計は、収1の受託チケット等の販売の会計に66万円、他1の施設の公益目的外貸出の会計に9,345万9,000円を計上している。ここまで経常費用の事業費の合計額は、右欄の合計のとおり、6億715万2,000円である。次に、②の管理費であるが、4ページ上段にお示したとおり、487万9,000円を法人会計に計上している。以上、①事業費と②管理費を合わせて、経常費用の合計額は、右欄の合計のとおり、6億1,203万1,000円となっている。以上が、経常費用である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計はマイナス109万6,413円、収益事業等会計の収1は214万9,000円、他1は指定管理料の実費清算的な事業であるためプラスマイナス0円、法人会計はマイナス105万2,587円となる。

次に中段にお示ししている他会計振替額は、収1から管理費相当分を控除した212万8,589円を他会計振替額として、公益目的事業会計に109万6,413円、法人会計に103万2,176円を振り替え、他会計振替後の当期一般正味財産増減額は、公益目的事業会計は0円、収1は20,411円、法人会計はマイナス20,411円となる。公益目的事業会計は0円となっ

ているので、公益法人認定法で定める、公益目的事業は、原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。法人全体の当期一般正味財産増減額は 0 円となり、令和 8 年 3 月 31 日の一般正味財産期末残高は、6,234 万 971 円、最下段の正味財産期末残高は、5 億 6,234 万 971 円を見込むものである。

それでは、最初のページの収支予算書（正味財産増減計算書）をご覧いただきたい。こちらは、今、ご説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したもので、前年度の予算額と比較した内容になっている。1 ページ中段にお示ししたとおり、来年度の経常収益の合計は、6 億 1,203 万 1,000 円で、主に施設管理料収入である、市から当財団に支払われる指定管理料が増となった影響により、前年度の予算に比べ、1,755 万 5,385 円、約 2.95% の増となっている。また、来年度の経常費用の合計は、2 ページ上段にお示ししたとおり、6 億 1,203 万 1,000 円で、経常収益と連動し、主に当財団が支払う光熱水料費や施設の老朽化に伴う修繕費の増加に対応するため、前年度予算に比べ 1,755 万 5,385 円、約 2.95% の増である。

財団の人員体制については、前年度と同様に 18 名とし、従事割合に応じて、各会計の人物費に計上している。

最後に、6 ページの「資金調達及び設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては、資金の借入や設備投資の予定がないため、「なし」としている。以上が令和 7 年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みに関する説明である。

令和 7 年度の事業計画及び収支予算等の説明は以上である。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

山田評議員 大ホールロビー照明の LED 化工事に関連して、施設内にまだ他に水銀ランプはあるか。また、ある場合にはいつ LED 化工事をする予定か。移動用ステージスピーカーの再リースは何回目か。収支予算の委託費の大まかな内訳を教えてほしい。

新井事業課長 令和 7 年度は大ホール入り口を入ってすぐ上にある水銀灯を LED 化する。それ以外は令和 6 年度に交換工事を行っているため、今回の工事ですべての水銀灯が LED 化される。

山田評議員 事業計画書 P 4 の賃貸借について、移動用ステージスピーカーが再リースとなっているが、何度目の再リースか。

新井事業課長 大ホール、中ホールで共用の移動用スピーカーで、令和 7 年度で 2 回目の再リースとなる。

山田評議員 収支予算書の委託費について、大きな額であるので内訳を教えてほしい。

首藤事務局長 お客様に近い部分では、催し物の公演料である。一方で、委託料を構成する割合の大きなものは、舞台操作などの管理・運営業務、館内警備や建物管理などの建物総合管理業務、チケット販売や窓口対応などの受付業務の 3 業務である。

山田評議員 大ホールロビーの LED 化工事は、地元業者への周知はされたのか。

首藤事務局長 LED 化工事は市の工事になるが、財団が行うものについては、地元業者が対応可能なものは、入札の結果に応じて発注をしている。

山田評議員 コロナ禍を経て、文化と経済を絶やしてはならないと考えている。地域経済の循

環率を上げていけるよう、ぜひ地元の企業、芸術団体やアーティストを育てる視点を持つてほしい。

首藤事務局長 当財団が市と指定管理を締結するにあたっては、備品の購入等の際には市内業者を優先するよう努める旨の協定を結んでいる。

新井事業課長 地元アーティストの観点では、ホリデーコンサートなどのルネコだいらや小平ふるさと村で開催するイベントに積極的に出演していただいている。

山田評議員 中学校部活動の地域移行について、令和7年度予算ではどのように捉えているか。

首藤事務局長 中学校の部活動については、今後、市が立ち上げる検討委員会に当財団も委員の一員として関わる予定であり、小平市にとってよりよい形になるよう、市とともに考えていく。令和7年度の取組みとしては、7月に開催する「サマーウィンドバンドフェスティバル」に多くの市内学校の吹奏楽部が出演予定になっているので、当財団でも支援していく。

木村評議員 子ども向けの視聴覚教室としてよい映画を見せる取組みや、市にゆかりのあるJリーグ選手や観光まちづくり大使の協力を得て、出演料が生じない方法で子どもたちが集まる事業を実施できるとよいのではないか。

新井事業課長 子どもを対象とした取組みとしては、小学校への出前コンサートを実施しており、年々出演機会を増やしている状況である。その際には現場の先生方と意見交換を行う機会があるため、それらを通じて新たにできることを考えていきたい。また、市にゆかりのあるJリーグの選手については、ルネコだいら協力店である小平駅周辺の店舗などからも同様の要望があるため、参考にしていきたい。

田村評議員 寄附金取扱規程を制定するということだが、クラウドファンディングを意識したものなのかな。規程を制定した場合としない場合で変化はあるのか。

首藤事務局長 寄附金取扱規程は、所得税法や法人税法等に規定される、一定の税控除が受けられる公益法人への寄付行為を前提としているが、今まで寄附を希望される方が実際に当財団に寄付をする場合のルールが定められていなかった。寄附金を積極的に募っている先進団体を参考に取材も行い、同様の規程を制定した。また、本規程の制定によって、第1次経営計画に示した財政強化に向けた取組みの一つとして、積極的に寄附を募っていく環境が整ったと考えている。なお、クラウドファンディングは返礼品を前提とした寄附となるため、今回の規程の範疇には含めていない。

田村評議員 収支予算書について、賃借料が減少しているのは何が影響しているのか。また、光熱水料費については、増加の要因は想定できるが、例えばLED化工事によって電気料が低減することは考えられるのか。

首藤事務局長 賃借料については、令和6年度はルネコだいら1階入り口のデジタルサイネージを賃借で設置する計画で予算を策定していたが、実際には性能の良い機械をより安価に購入し設置したため、当初の予定との差額が生じた。光熱水料費については、特に電気料金に大きな値動きがあった場合を想定し、前年度に比べて増額して計画している。

田村評議員 大ホールロビーの水銀灯のLED化によって、1年間でどの程度の電気料金の削

減効果が期待できるのか。

新井事業課長 今回の工事箇所は、天井が高く足場を組む必要があるため、4月当初の工事は難しい。また、催し物の開催時に必要な時間だけ点灯するので、使用料の把握は困難である。

伊藤評議員 特定費用準備資金について、収支予算書上はどこに計上されているのか。

首藤事務局長 特定費用準備資金は、正味財産期末残高に含まれている。将来、目的のために取り崩した場合には、その額が正味財産期末残高から減少する。

伊藤評議員 収支予算書において、正味財産期末残高として6,200万円が計上されているが、財団としてどの程度の額が適当だと考えているか。

首藤事務局長 難しいが、5,000万円程度を目安としている。年間事業費を上回るほどの額になる場合には、監督庁から指導される可能性がある。

伊藤評議員 特定費用準備資金は年間予算とは別に管理しているということか。

首藤事務局長 お見込みのとおりである。

他に質疑はなく、磯崎議長が順に採決を行った。

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(3) その他

事務局から、次のように報告があった。

首藤事務局長 ご報告したい事項が6件ある。本日机上に2枚の報告用資料を配付しているが、まず、報告資料の1をご覧いただきたい。まず1件目として、寄附金取扱規程の制定についてである。所得税法や法人税法で認められている個人や法人による公益法人への金品の寄附行為について、当財団として手続き等のルールを定め、円滑かつ公平な受け入れを進め、もって財団としての財政基盤の強化を目指して、新たに制定するものである。主な内容は、寄附金の種類、寄附金の受け入れ基準、取扱手続や受領証明書の発行などに関して必要な事項を定めるものである。なお、本規程の施行期日は、本年4月1日である。1件目のご報告は以上である。

2件目は、就業規則の改正についてである。

職員の育児と仕事との両立を支援する措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に係る措置の強化を図るため、小平市職員の制度に準じて所要の改正を行うものである。主な内容であるが、1点目として、子の小学校入学後に育児と仕事との両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」に対応するため、小学校第3学年までの子を養育する職員が、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間以内において

取得できる新たな休暇制度として、子育て部分休暇を導入するものである。2点目として、子の看護休暇について、感染症に伴う学級閉鎖により子の世話が必要な場合などにおいても休暇を取得できるよう、取得事由を拡大するものである。3点目は、職員が請求した場合に、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することである。4点目として、仕事と介護の両立に資する制度、又は措置を利用しやすい勤務環境を整備するために、親族等の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関する個別の周知、意向確認等について新たに規定するほか、仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関する研修の実施、相談体制の整備等について新たに規定するものである。

そのほかに、今回の改正に併せて、本規則に規定されている職員採用時の提出書類について、市に準じて改正を行う。また、本規則の改正に伴い、関連する要綱の制定及び一部改正を行う。新たに制定する「公益財団法人小平市文化振興財団職員の子育て部分休暇のに関する要綱」は、子育て部分休暇制度の実施に際しての手続きや同休暇を取得中の給料等の取扱い等に関する規定するものである。また、就業規則を準用し、嘱託職員や臨時職員も職員と同様に同制度を活用できるよう、「公益財団法人小平市文化振興財団嘱託職員に関する要綱」及び「公益財団法人小平市文化振興財団臨時職員に関する要綱」について、所要の改正も含め、一部を改正する。なお、いずれの規則、要綱についても、施行期日は本年4月1日を予定している。

2件目のご報告は以上である。

3件目は育児休業等に関する規程の改正についてである。令和6年3月14日に開催した理事会において決議された、公益財団法人小平市文化振興財団の育児休業等に関する規程の一部改正、及び令和6年12月9月に開催した理事会において決議された公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正に伴い、本来同時に一部改正する必要があった本規程について、内容の整合を図るため所要の改正を行うものである。

主な内容は、1点目として、財団職員の定年引上げに伴い令和7年1月1日から施行している改正後の就業規則について、育児休業等を定めた第18条に1項を追加したことにより、関連する本規程についても該当する項番に改正する必要があったため、項ずれの該当箇所の整合を図るものである。

2点目として、性的マイノリティーの当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる一環として令和6年4月1日から施行している改正後の本規程について、事実婚の配偶者も含まれる旨の規定が不足していたことから、配偶者に関する当該箇所の整合を図るものである。

また、同様に「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する要綱」についても、項ずれを解消する一部改正を行う。

なお、本規程、要綱の施行期日は、本年4月1日を予定している。

3件目のご報告は以上である。

4件目は、給与に関する規程の改正についてである。職員の扶養手当及び通勤手当について、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえた小平市職員に対する条例の改正に準じて所要の改正を行うものである。

主な内容は、1点目として、配偶者にかかる扶養手当月額6千円を廃止し、子にかかる手当の月額を1人につき現行の月額9千円から月額1万3千円に引き上げるものである。なお、扶養手当の改正は、来年度から2年かけて実施し、配偶者にかかる同手当は、受給者への影響を考慮し、本年4月1日から来年3月31日までの間において、給料表の職務の級が4級の職員を除き、支給することとし、支給月額は3千円とする。また、子にかかる扶養手当は、本年4月1日から来年3月31日までの間において、支給月額を1人につき1万1千500円とする。

2点目は、職員の交通機関等にかかる通勤手当の支給限度額を1か月当たり5万5千円から15万円に引き上げるものである。この改正に伴い、「公益財団法人小平市文化振興財団職員の通勤手当に関する要綱」に規定する通勤手当の上限額を15万円に引き上げる改正を行う。

施行期日は、いずれも本年4月1日の予定である。

4件目の報告は以上である。

5件目は、特定費用準備資金についてである。報告資料の2をご覧いただきたい。小平市民文化会館開館35周年記念事業積立資金は、令和4年度から積み立てを開始している。今年度については、令和5年度決算時に生じた剰余金253万4,956円を積み立て、累計額は946万2,320円となっている。今回の積み立てにより、概ね上限額に到達することとなるため、今後は、各年度の決算状況、事業や修繕等への支出の状況に応じて、積立限度額の引き上げや新たに目的を設定して積み立てることを検討していく。

5件のご報告は以上である。

6件目として、当財団理事の辞任等についてお知らせする。令和6年5月より市の担当部長として当財団の理事を務めていた余語理事が、本年3月31日をもって辞任されることとなった。後任の理事については、新年度になってから、書面にて評議員の皆様にご承認をお願いしたいと考えているので、その節はご理解、ご協力ををお願いしたい。

最後に、先日、市の人事異動の内示が行われ、本日出席している事業課長兼管理担当係長の新井が、当財団への派遣を解かれ、市へ帰任することになった。新井課長は、令和2年4月に当財団に派遣され、5年間、事業課長として当財団が行う公演事業や貸館事業、施設整備に関する業務に従事してきた。一言、新井課長より、皆様にご挨拶をさせていただく。

(新井事業課長あいさつ)

首藤事務局長 また、過日、評議員の皆様にお知らせしたとおり、長らく当財団の職員であった玉井係長が、昨年12月末で退職している。管理担当係長の職務は、これまでの間、新井課長が兼務していたが、4月から後任の係長が着任する。後任の職員については、改めて、新年度の評議員会でご報告する。

報告は以上である。

事務局からの報告後、報告された内容について特に質問はなかった。

最後に、永瀬総務担当主任から、令和7年度第1回評議員会の日程について連絡があった。

午前11時20分、磯崎議長が閉会を宣言し、会議は終了した。